

出生時育児休業期間中に就労した場合でも支給可能になる日数（時間）

休業期間	就労可能日数	就労可能時間（就労可能日数を超えた場合）
28日	10日	80.00時間
27日	10日	77.14時間
26日	10日	74.29時間
25日	9日	71.43時間
24日	9日	68.57時間
23日	9日	65.71時間
22日	8日	62.86時間
21日	8日	60.00時間
20日	8日	57.14時間
19日	7日	54.29時間
18日	7日	51.43時間
17日	7日	48.57時間
16日	6日	45.71時間
15日	6日	42.86時間
14日	5日	40.00時間
13日	5日	37.14時間
12日	5日	34.29時間
11日	4日	31.43時間
10日	4日	28.57時間
9日	4日	25.71時間
8日	3日	22.86時間
7日	3日	20.00時間
6日	3日	17.14時間
5日	2日	14.29時間
4日	2日	11.43時間
3日	2日	8.57時間
2日	1日	5.71時間
1日	1日	

【就業可能日数の算出】 $10日 \times (\text{休業期間}) \div 28$ （端数切り上げ）

休業期間が28日に満たない場合、10日に当該合算して得た日数を28日で除した率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）

【就業可能時間の算出】 $80時間 \times (\text{休業期間}) \div 28$ （端数処理なし）

休業期間が28日に満たない場合、休業期間日数を28日で除した率に80時間を乗じて得た時間数（1時間未満の端数はそのまま）

